

## パブリックコメント反映後の改正条例（案）

第 2 条 （修正なし）

第 8 条 （修正なし）

第 9 条 （修正なし）

第 10 条 市は、~~手話が独自の文法体系を持つ言語であるという認識の下、手話が言語であること~~の理解を促進するとともに、障害者が自ら選択するコミュニケーション手段（字幕、手話通訳、要約筆記、**筆談、点字、拡大文字**、音声解説、**平易な表現**等をいう。以下同じ。）を利用できるよう、コミュニケーション手段の普及啓発及び利用拡大の支援に努めるものとする。

**2** 市は、手話が独自の文法体系を持つ言語であるという**認識に基づき、手話に対する理解の促進に努める**ものとする。

第 11 条 市は、共生社会の実現に向けて、市民及び事業者が障害及び障害者に関する正しい理解を深めるよう、普及啓発その他必要な措置を講ずるものとする。

**2** 市長及び教育委員会は、児童及び生徒が障害及び障害者に対する**関する正しい**理解を深めるための教育の重要性を認識し、その実施について相互に連携を図るものとする。

第 18 条 （修正なし）

付 則 （修正なし）